

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

(特別区が処理する事務の範囲等)

第二条次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる特別区が処理することとする。

<p>二十八 東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第四条の規定による知事に対して行うべき受給資格の認定に係る申請の受理</p> <p>ロ 条例第九条の規定による知事に対して行うべき受給者の住所変更等に係る届出の受理</p> <p>ハ 条例第十条の規定による報告の要求及び生活状況等に関する調査</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各特別区</p>
<p>三十 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第四条の規定による受給者証の交付に係る申請の受理</p> <p>ロ 次に掲げる場合に係る条例第五条第二項に規定する方法による医療費の支払</p> <p>(1) 特別区が国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険者として条例第二条に規定する対象者(以下この項において「対象者」という。)について療養費の支給を行う場合</p> <p>(2) (1)に掲げる場合のほか、国民健康保険法に基づき、対象者について看護に係る療養費の支給が行われた場合</p> <p>(3) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)のいずれかに基づき、対象者について看護に係る家族療養費の支給が行われた場合</p> <p>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第八十四条第一項に規定する高額療養費に相当する額の支給を行う場合</p> <p>ハ 条例第六条第一項の規定による氏名又は住所の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による所得状況に係る届出の受理</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各特別区</p>
<p>六十一の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各特別区</p>
<p>六十四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各特別区</p>